

盛土規制法に基づく規制が始まります

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課盛土対策室



1 盛土規制法とは

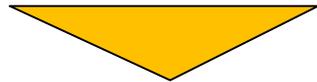
盛土規制法制定の経緯

【契機】

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落
大規模な土石流災害が発生し、甚大な被害が発生

【制度上の課題】

危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分では
ないエリアが存在



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」の制定

※国土交通省・農林水産省による共管法

◆盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」が法律名・目的も含め、抜本的に改正され、宅地、森林、農地等の土地の用途に関わらず、危険な盛土等を包括的に規制

令和4年 5月27日 法公布 ※宅地造成等規制法改正

12月23日 施行令（政令）公布

令和5年 3月31日 施行規則（省令）公布

5月26日 法・政省令施行

※2年の経過措置期間（改正前の宅地造成等規制法の規制が有効）

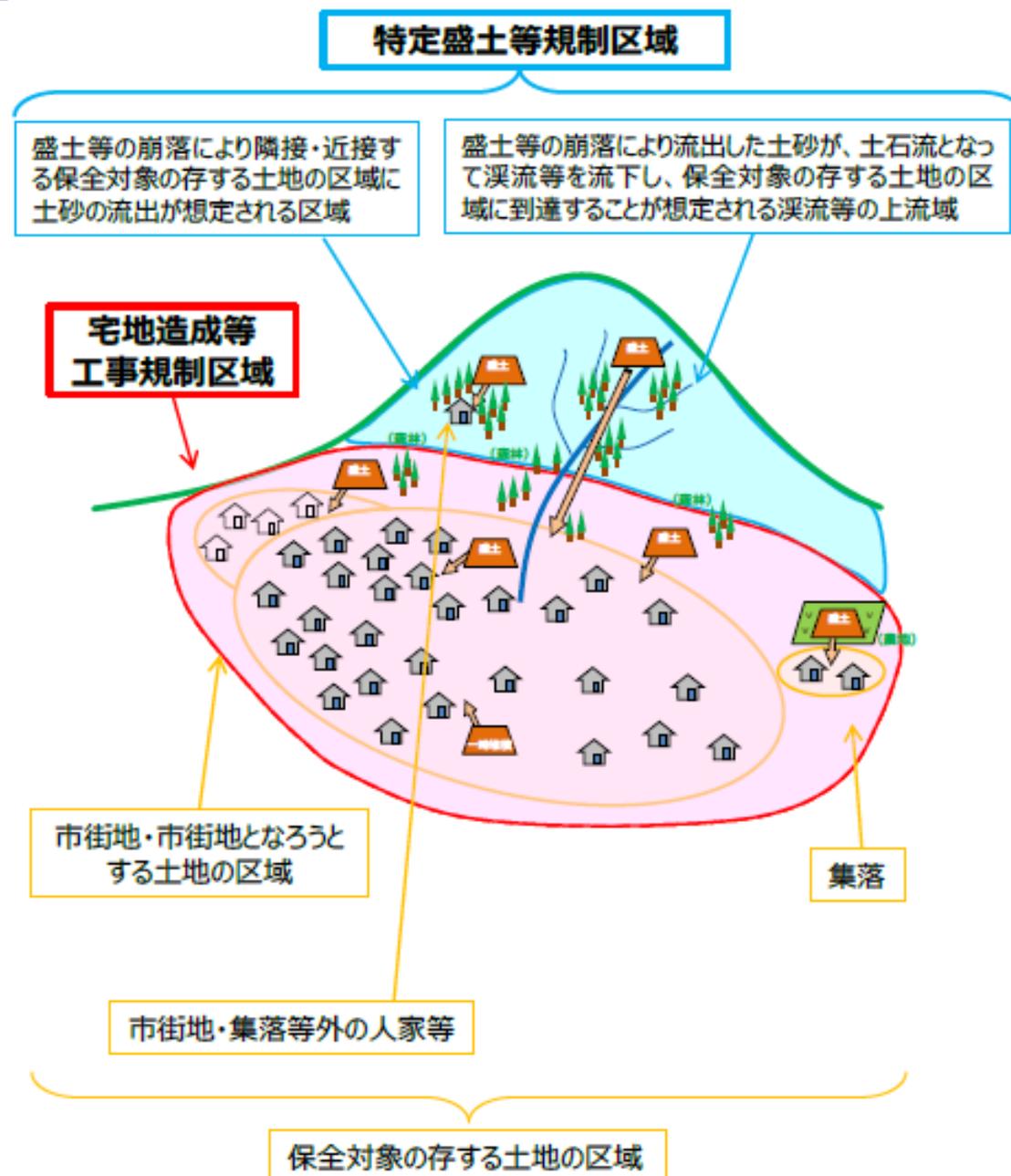
令和7年 5月26日までに改正後の盛土規制法に基づく規制を和歌山県で開始（規制区域の公示）



R3.7 静岡県熱海市



死者28名、住宅被害98棟

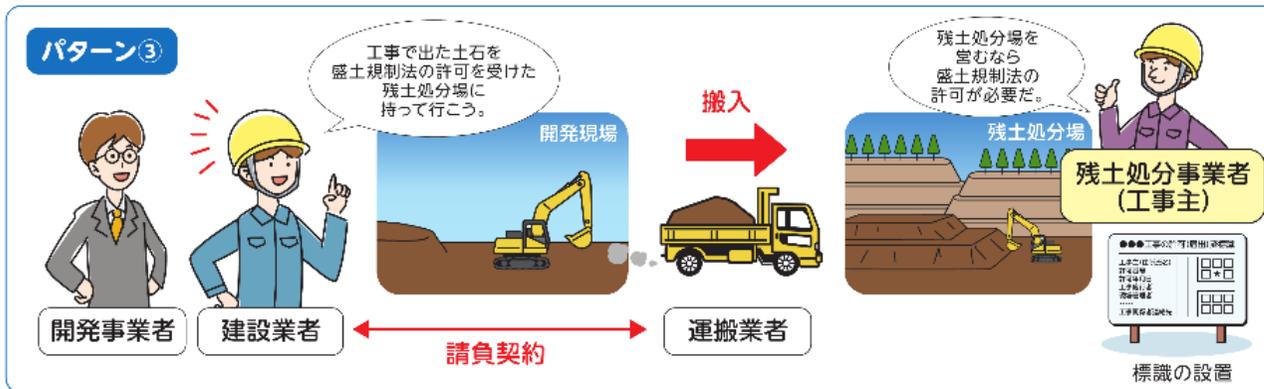
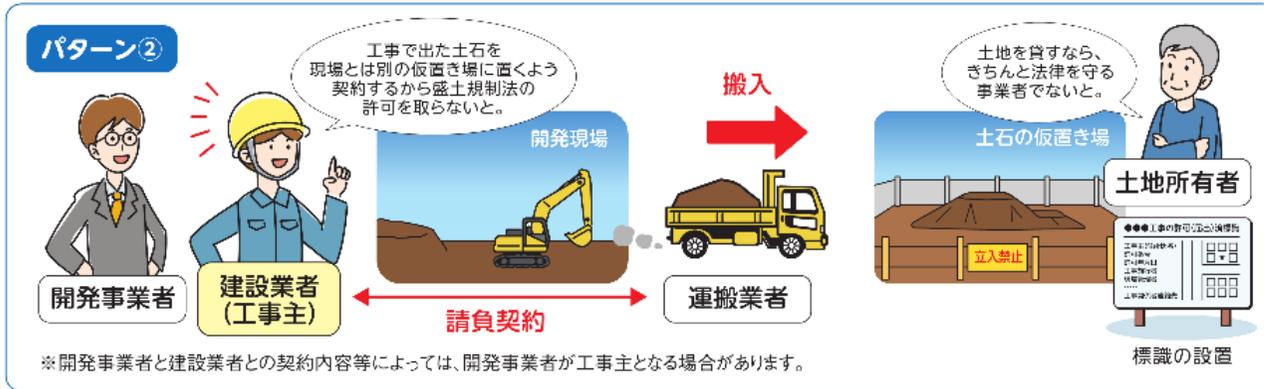


2 規制対象となる行為

区域	行為	許可				
宅地造成等工事規制区域 (盛土・切土)	土地の形質の変更	要件 ①盛土で高さが 1m超の崖 を生ずるもの	要件 ②切土で高さが 2m超の崖 を生ずるもの	要件 ③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超の崖 を生ずるもの (①、②を除く)	要件 ④盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く)	要件 ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの (①～④を除く)
	イメージ図					
土石の堆積	一時的な堆積	要件 ⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの		要件 ⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの		
	イメージ図					
区域	行為	許可 届出				
特定盛土等規制区域 (盛土・切土)	土地の形質の変更	要件 ⑧盛土で高さが 1m超の崖 2m超の崖 を生ずるもの	要件 ⑨切土で高さが 2m超の崖 5m超の崖 を生ずるもの	要件 ⑩盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超の崖 5m超の崖 を生ずるもの (⑧、⑨を除く)	要件 ⑪盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの (⑧、⑩を除く)	要件 ⑫盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの (⑧～⑪を除く)
	イメージ図					
土石の堆積	一時的な堆積	要件 ⑬最大時に堆積する高さが 2m超の崖 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの		要件 ⑭最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの		
	イメージ図					

※ 「崖」とは地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

3 盛土等を行う際の手続



注:上記のパターンは一部の例であり、他にも様々なパターンが考えられます。

原則、工事主（施主・発注者）に許可申請又は届出の義務があります。

別の工事現場で利用する場合や離れた場所に仮置きする場合には、その工事現場について盛土の許可申請又は届出若しくは一時堆積の許可申請又は届出が必要です。

これらの義務は土地所有者ではなく持ち出す先の工事現場の工事主にあります。

残土処分事業者には土地の所有者でなくても許可申請・届出の義務があります。

また、資源有効利用促進法で、元請建設業者に搬出先の盛土規制法の許可等の確認を義務付けています。（県ホームページに許可状況を掲載予定）。

規制開始日に施工中の盛土等や一時堆積は、規制開始日から21日以内に届出を行う義務があります。

4 盛土等の許可申請から工事完了までの流れ

① 許可申請前

- 土地の所有者等全員の同意
- 周辺住民への事前周知



② 許可申請・許可

- 許可基準への適合
- 和歌山県知事の許可

※ **和歌山市内は和歌山市長**



③ 工事着手

- 現場での標識掲出
- 定期報告（許可後、3か月ごと。一定規模以上のみ。）
- 中間検査（暗渠排水を設置する場合。腹付盛土や谷埋め盛土で盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれのある場合には暗渠排水の設置は義務。）



④ 工事完了（土石の堆積の場合には当該土石の除却）

- 完了検査

4 和歌山県における候補区域



- 公示手続を経て効力をもつ規制区域となります。（令和7年5月を予定）
- 市町村別の詳細図は県ホームページに掲載しています。
- 中核市である和歌山市は独自に規制区域を定めます。
- 規制開始後は搬出先の許可等を確認できるよう随時、許可状況を県ホームページに掲載・更新していきます。
- 現在作成中の許可申請の手引きや技術的基準も規制開始までに県ホームページに掲載します。

県ホームページアドレス

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html>

問合せ先

和歌山県県土整備部都市住宅局

都市政策課盛土対策室

電話：073-441-3301

メール：e0809004@pref.wakayama.lg.jp

5 和歌山県における許可申請手数料（盛土規制法）

区分	和歌山県 許可・完了検査手数料（円） ※ 中間検査手数料別	和歌山県 中間検査手数料（円）	和歌山県 土石の堆積手数料（円）
～ 500㎡以内	11,800	4,200	8,000
500㎡超 ～ 1,000㎡以内	19,600	4,200	9,700
1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内	34,200	4,200	11,500
2,000㎡超 ～ 3,000㎡以内	49,800	4,200	14,100
3,000㎡超 ～ 5,000㎡以内	65,700	4,200	20,900
5,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	92,900	4,200	23,800
10,000㎡超 ～ 20,000㎡以内	144,200	4,200	34,300
20,000㎡超 ～ 40,000㎡以内	208,000	8,400	46,300
40,000㎡超 ～ 70,000㎡以内	345,500	16,700	67,000
70,000㎡超 ～ 100,000㎡以内	498,600	29,100	99,900
100,000㎡超 ～	598,200	41,600	120,700

1 変更許可

(1) 面積の変化なし

従前の面積に対応する金額×10分の1

(2) 面積減少

変更後の面積に対応する金額×10分の1

(3) 設計変更を伴う面積増

従前の面積に対応する金額×10分の1+増えた面積に対応する金額

(4) 設計変更なしで面積のみ増

増えた面積に対応する金額

(5) 上限金額

盛土等：598,200円

土石の一時堆積：120,700円